

【福島県原子力損害対策協議会】 原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果

□日 時 令和6年11月22日（金）10：00～14：15

□要望(要求)者 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃
副会長：JAグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会
会長代理 今泉仁寿
副会長：福島県商工会連合会 会長 渡邊武
副会長：福島県市長会 会長代理 須田博行（伊達市長）
副会長：福島県町村会 会長 宮田秀利（埴町長）

□要望(要求)先 東京電力ホールディングス株式会社
（対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか）
経済産業省（対応者 大臣政務官 竹内真二）
文部科学省（対応者 副大臣 野中厚）
復興庁（対応者 副大臣 鈴木憲和）

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出

□要望(要求)項目

- 1 ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応
- 2 中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応
- 3 営業損害に係る賠償
- 4 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 5 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 6 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 7 地方公共団体に係る賠償
- 8 政府による復興施策等の確実な実施（国のみ）

□内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、国、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 東京電力（対応者：代表執行役社長 小早川智明ほか）

10:00～11:00 東京電力本館 1階 会見場

【東京電力 小早川社長】

- 当社福島第一原子力発電所事故から13年以上が経過してもなお、福島の方々や関係団体の皆さまに多大なる御心配と御負担をお掛けしていることについて、改めて心より深くお詫び申し上げます。
- 福島第一原子力発電所の燃料デブリの取り出しの第一歩として、11月7日に2号機から試験的取り出し作業が完了した。採取した燃料デブリを慎重に分析し、得られる重要な情報を、今後の廃炉作業に役立てていきたいと考えている。
- なお、今回の燃料デブリ試験的取り出し作業においては、押し込みパイプの取り違えや先端カメラの不具合などにより、当初の計画より遅延することとなった。
- 御関心、御期待をしておりました皆様に変御心配をお掛けすることになってしまった。今回の反省をいかし、安全を最優先に慎重・着実に取り組んでまいります。
- ALPS処理水については、11月4日に通算10回目の海洋放出を計画通りに完了した。引き続き、設備運用の安全・品質確保に万全を期すとともに、透明性確保の観点からIAEAのレビューをしっかり受けてまいります。また、海域モニタリングの結果など海洋放出に関する情報を正確かつ、分かりやすい形で国内外に発信していくとともに、様々な御懸念や御不安にしっかりと向き合い、必要な対策に全力で取り組んでまいります。
- いずれにしても、長きにわたる福島第一原子力発電所の廃炉を、安全を最優先に着実に進め、地域の復興に繋げていくことで、引き続き、我々、経営としての責任を果たしてまいります。
- 当社は引き続き「3つの誓い」を遵守して、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償も含めて御請求の期限を設けることなく、適切に賠償金をお支払いできるよう責任をもって取り組んでまいります。
- 先程、鈴木副知事より『原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書』を頂戴した。
- いただいた御要求の内容を真摯に受け止め、依然として被害にあわれている方々への賠償は、これからも我々の使命であると改めて強く認識し、今回の御要請内容に対しても、しっかりと対応してまいります。



【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応＞

- 要求書3頁の1(1)。ALPS処理水の海洋放出について、一部の国や地域が日本産水産物等の輸入規制を継続し、国内の漁業者や水産加工業者を始めとする事業者に影響が生じていることから、被害者の立場に立った賠償を確実かつ迅速に行うこと。

また、海洋放出は長期間にわたる取組であるため、新たな風評を発生させないという強い決意の下、徹底した安全対策を始め、正確な情報発信や万全な風評対策はもとより、将来に向けた実行性のある事業者支援策等に、東京電力としても主体的に取り組むこと。

- 要求書3頁の1(2)。それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、特に次の事項について確実に対応すること。
- アとして、具体的な請求手続などについて、十分な相談・受付体制を確保した上で、事業者への客観的で分かりやすい説明を行い広く周知するとともに、意見・要望を丁寧に聞き取り、事業者に寄り添って対応すること。
- イとして、賠償請求に係る損害の立証については、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により対応すること。
- ウとして、農林水産業や観光業、商工業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉え、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。

＜中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応＞

- 要求書4頁の2(1)。中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、賠償請求未了者の現況把握と分析を行い、その結果を踏まえた効果的な周知を実施するとともに、現地訪問等を通じた手続案内や請求支援にも取り組むことで、確実かつ円滑に賠償を行うこと。
- 要求書4頁の2(2)。「指針」に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応すること。

＜営業損害に係る賠償＞

- 要求書4頁の3(1)ア。農林水産業に係る営業損害については、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を円滑に行うこと。
- 要求書4頁の3(1)イ。避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ事前に丁寧な周知・説明を徹底して行き、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。
- 要求書5頁の(2)イ。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要求書7頁の5(2)。「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- 要求書7頁の5(4)。賠償請求手続については、必要な相談体制をしっかりと確保した上で、対象となる賠償項目及び請求方法の分かりやすい表記、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応をこれまで以上

に徹底して行うこと。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要求書8頁の7(1)。県内地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償を行うこと。

特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行うこと。

- 要求書9頁の7(6)。原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

- 以上、事故から13年8か月以上が経過した現在も原発事故の影響は長期に及んでいる。本県の現状を受け止め、損害がある限り最後まで責任を持って賠償を貫徹するよう強く要求する。

【東京電力 小早川社長】

- ただいま頂いた5項目の御要求について、御回答申し上げます。
- 1つ目の、ALPS処理水の処分に係る責任ある対応について、御回答申し上げます。
- 廃炉の一環であるALPS処理水の海洋放出は、長期にわたる継続的な取組であり、当社は、この期間を通じ、新たな風評を生じさせないという決意の下、引き続き「安全・品質の確保」、「迅速なモニタリングと正確な情報発信」、「IAEA レビューを通じた透明性の確保」、「水産品の消費拡大・流通対策」に全力を尽くしてまいります。
- 加えて、風評への御懸念や生業継続への御不安、一部の国・地域による輸入停止措置などを踏まえ、関係者の方々との対話や協議を通じて、必要な対策を講じてまいります。
- ALPS処理水放出に伴い国内の事業者さまに発生した被害につきまして、御事情を丁寧にお伺いし、適切に賠償してまいります。
引き続き、ALPS処理水の海洋放出を含む今後の廃炉の取組を、安全最優先に、緊張感をもって進めてまいります。
- ALPS処理水の放出に伴う賠償について、当社は、事業者様ごとの損害の実態を丁寧にお伺いし、発生した損害に対して、適切に賠償させていただく。
- また、相談、受付体制を十分確保した上で、御相談窓口やお電話、御訪問などで分かりやすく賠償の御説明をさせていただくなど、御請求者様に極力御負担をおかけしないよう、柔軟に対応してまいります。
- 2つ目の中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応について、御回答申し上げます。
- 追加賠償については、10月31日現在、対象の約148万人の御請求者様に対し、約131万人の方にお支払いしている。
- 御請求いただいていない方の現状把握と分析を行った上で、効果的に御請求の御案内をさせていただくなど、対象の方から御請求いただけるよう取り組んでまいります。
- また、地方公共団体さまに業務の御負担をお掛けしないよう、御請求のために必要な書類

を分かりやすく明記し、御請求の解説書の記載内容を見直しさせていただくなど、柔軟に対応させていただく。

- 中間指針第五次追補に明記されなかった損害に対しても、個別の御事情を丁寧にお伺いして、誠実な対応に努めてまいります。
- 3つ目の農林水産業の営業損害に係る賠償について、御回答申し上げます。
- 農林水産業者様に当社事故に伴う風評被害に対して引き続き、迅速かつ丁寧な賠償に取り組んでまいります。
- その上で、御意見や御要望を丁寧にお伺いし、御請求書作成や証憑整理のお手伝いをするなど、御請求者様の御負担軽減に取り組むなど、御請求者さまの立場に立った丁寧な対応に努めてまいります。
- 農林業の一括賠償後の取扱いについては、当社事故と相当因果関係のある損害が、お支払いさせていただいた一括賠償額を超過した場合には、超過分をお支払いさせていただく。
- 生産者様を取り巻く状況は様々であることを踏まえ、個別の御事情を丁寧にお伺いしながら、誠実かつきめ細やかな対応に努めてまいります。
- 商工業者様に対する営業損害の一括賠償後の取扱いについて、御相談や御請求をいただいた場合は、表面的、形式的に判断することなく、個別の御事情を丁寧にお伺いするなど、適切に対応していく。
- 引き続き、御請求書作成や証憑整理などの御請求のお手伝いをさせていただくなど、御請求者様の御負担軽減に取り組み、柔軟に対応してまいります。
- 4つ目に被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について、御回答申し上げます。
- 当社は、中間指針の趣旨や考え方を今一度深く認識するとともに、被害を受けられた方々の立場に立った誠実な対応に努め、引き続き、迅速かつ丁寧な賠償に取り組んでまいります。
- 被害者様の損害賠償請求手続については、賠償内容や御請求書の記載方法などを丁寧に説明させていただく。また、御請求書類の簡素化や証憑整理など、引き続き、御請求者様の御負担軽減につながるよう取り組んでまいります。
- 未だ御請求をいただいていない方々への対応としては、必要な相談体制を確保した上で、お電話や当社社員による御訪問に加えて、自治体様にも御協力をいただきながら、御請求の御案内をさせていただくとともに、お問合せいただいた機会などを捉えて、損害の状況を丁寧に伺いながら、御請求いただいていない損害項目について御案内することも、継続して取り組んでまいります。
- 5つ目の地方公共団体に係る賠償について、御回答申し上げます。
- 地方公共団体様が、当社事故に起因してご負担された費用の御請求については、御提出いただく書類の簡素化につとめ、個別の御事情を丁寧にお伺いさせていただきながら、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。
- また、詳しく御事情をお伺いすることでお支払いに繋がった事例もあることから、他の地方公共団体様で類似の事例がないか、引き続き、丁寧に御事情をお伺いしてまいります。

- また、これまでも当社は「和解仲介案の尊重」というお約束に基づき、和解の早期成立に向け対応してきたが、和解事例についても、他の地方公共団体様の個別の御事情を丁寧にお伺いする中で類似する御事情があれば、適切に対応させていただく。

【田部 J A 協議会会長代理（総務次長）】今泉常務理事の代理として出席

- 本年8月に示された復興に係る与党13次提言もあるように、御社には原子力事故災害が未曾有の厳しい事態をもたらし、福島の生産者や農業に係る生活や生産基盤の根底を揺るがす重大な影響を与えたことについて、改めて強くご認識いただきたい。
- また、現在も、その事故の影響が県内の各産地で継続して発生しており、今後も廃炉などの事故処理に関連する対応が長期にわたることも踏まえ、福島県産農畜産物に対する風評払拭対応を妨げ、風評を助長することがないよう、事故処理に関する対応を東京電力自らが責任をもって行うとともに、損害がある限り賠償するという政府方針の下で、双方の合意の上で運用している賠償基準や手続きに則り、引き続き、生産者に寄り添い、被害の実態を踏まえた賠償を継続的に行っていただきたい。
- 要求内容に関連した質問を2件させていただきたい。
- 1つ目としては、損害賠償基準について。御社と当協議会の間で協議の上で定めた賠償基準では、原発事故に関連して発生する風評と、風評の影響により発生した損害の確認については、個々の市場取引に基づく損害発生の実態に対して、御社と請求者の双方で内容確認を行い、合意の上で賠償を取り進めることが、手続として整理されている。
- しかし、昨今、現行の賠償基準と損害の捉え方が大きく乖離する考え方や、風評の発生に対する認識が異なる賠償の考え方などが示されるなど、取引に基づく損害の発生実態との賠償内容が乖離し、生産者への賠償対応に一貫性が無い対応がなされている。このように現行の賠償基準と異なる賠償対応が示されている実態を前提に質問させていただく。
- 質問1として、今後において、御社と合意の上で設定した福島県産農畜産物に対する現行の賠償基準や手続を守った賠償対応を継続実施する意思が御社にあるのかどうか確認したい。
- 2つ目としては、賠償基準交渉に係る手続について。御社との当協議会との間で、事故後の賠償基準交渉及び新風評賠償に係る基準見直し交渉の中で、基準変更の整理、必要合理性について十分な説明を行い決定した内容については、協議会会員へ説明・周知する機会を設けた上で、基準運用に当たっては相応の準備期間を設けることが手続として整理されている。にもかかわらず、特に処理水海洋処分に係る賠償基準協議以降については、この手続が踏まえられていない状況が発生しており、円滑な賠償が妨げられている。
- この解消に向けた対応の中で、関係各所の御協力を得るとともに、当協議会から基準運用の対応見直しに係る交渉や申入れも行っているが、一向に対応の改善がなされていない実態を踏まえて、質問させていただく。
- 質問2として、今後において、賠償を円滑に進めるために、合意の上で定めた「賠償基準交渉に係る手続」に基づく交渉対応を行う意思が御社にあるのかどうか確認したい。
- 生産者に対して適切に優しく対応していただいている一方で、基準協に関しては相互に決めた手順を守り、事故の実態を把握し、納得の上で対応を進めるという対応がなされていない現状がある。

- このことは、関係各省から賠償以前の問題であることを明確に指摘されている。御社が県民に寄り添った賠償対応を行うのであれば、社内で事故の教訓を風化させることなく、事実実に誠実に向き合っ、心のある血の通ったコミュニケーションを基本とした県民への対応を行っていただきたい。

【渡邊商工会連合会会長】

- 原発事故から13年が経過し、順次避難指示が解除となっているものの、帰還困難区域もまだ残っている中で、住民の帰還が進まず、事業者は、地元での再建の見通しが立たない厳しい状況が続いており、風評被害も依然として根強く残っている。
東京電力においては、損害が続く限り賠償を迅速かつ適切に実施し、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすよう要求する。
- 同様の損害を受けているあらゆる事業者に対する賠償の対応に相違が生じることのないよう、相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事業に対応した事例を公表・周知するとともに、書面による明示などにより被害事業者に分かりやすく丁寧に説明していただきたい。
- また、商工業者に対する一括損害賠償後の追加請求に対する支払は、申請件数1,107件に対し、9月末現在において認められたものが42件と極めて少なく、確認に長期の時間を要しており、賠償を断られるケースがほとんどの状況にある。時間の経過とともに因果関係の立証が難しくなる中、請求の機会を失うことのないよう、迅速かつ適切な実施と、被害者に対して一層誠意を持った対応を行っていただきたい。
- ALPS処理水の管理及び海洋放出については、国の十分な指導のもとミスが発生しないように適切に対処すること。また、新たな風評を生じさせないよう、正確な情報発信や風評被害抑制の対策を十分に行っていただきたい。
- なお、ALPS処理水の海洋放出等の風評により、新たな損害が生じた場合には、あらゆる事業者に対して、被害者の負担にならない方法により、確実かつ迅速に賠償を行うこと。また、一般的な統計データなどでは表せない個別事情なども考慮し、個々の事情を十分に聞き取り、被害者に寄り添った賠償を行っていただきたい。

【東京電力 小早川社長】

- JA田部総務部次長からいただいた御要求について、御回答申し上げます。
- まず、当社福島第一原子力事故から13年以上が経過して今なお多大なる御負担、御心配をお掛けしていることに、改めて深くお詫び申し上げます。
- 事故処理と賠償については当社事故による影響を改めて認識した上で、今後長きにわたる廃炉作業を安全かつ着実に進めていくとともに、当社事故による損害が継続する限り、被害の実態を踏まえた適切な賠償を進めてまいります。
- 御質問については、当社弓岡の方から回答させていただきます。

【東京電力 弓岡福島復興本社副代表】

- 1点目の弊社の考え方について。賠償基準については、協議会様と合意した、農林業の賠償の基準や手続、これをしっかりと踏まえた上で、引き続き実態に応じた適切な賠償に努めてまいります。

- 2点目の賠償基準交渉の手續についても、賠償基準の見直しに際しましては見直しさせていただき内容をの必要性等をこちらからきっちりと十分に御説明の上、決定した内容についても、協議会の皆様に事前に説明をして賠償基準の適用開始までに相応の期間を設けさせていただいた上で、対応させていただきたいと考えている。
- いずれにしても、先程御指摘のありました血の通った丁寧且つ適切な対応に努めてまいる。

【東京電力 小早川社長】

- いずれにしても、賠償だけでなく、我々が事故を起こした責任を持って廃炉を進めるとともに地域の復興と一緒に成し遂げていくことが我々の使命と考えている。今後も御事情を伺いながら、賠償に関わらず、我々にできることを進めてまいる。
- 続きまして、渡邊会長から御要望を頂きました内容について、御回答申し上げます。
- 商工業は、業種業態が多岐にわたり、同一業種であっても規模や事業内容等により損害が発生している状況が異なることから、一律的に類型や判断基準をお示しすることは困難ではあるが、御請求者様に対面で賠償可否の理由を丁寧に御説明させていただくことに加え、書面にてその理由をお示しし、御理解いただけるよう努めている。また、商工会の事務局の皆様には出来るだけ円滑に中身を共有するようにしながら、被害に遭われた方に丁寧な対応に努めてまいる。
- 一括賠償後の追加賠償については、損害が一括賠償額を超過した場合にお支払いさせていただいているが、御請求いただいた際は、個別の御事情をお伺いし、適切かつ誠実に対応してまいる。また、各商工会様に対する訪問等により、追加賠償の考え方や賠償対象の事例等について御説明させていただく。
- ALPS処理水の海洋放出については、新たな風評を生じさせないように、実施計画に基づき、安全最優先に緊張感を持って、進めてまいる。また、ALPS処理水の海洋放出に伴う被害に対して、迅速かつ適切に賠償させていただく。事業者様ごとの個別の御事情を丁寧にお伺いさせていただくとともに、御請求書作成や証憑整理などの御請求のお手伝いをさせていただくなど、御請求者様の御負担軽減に取り組み、柔軟に対応してまいる。

【須田市長会会長代理（伊達市長）】

- 私からは5点、申し上げます。
- 1点目は、ALPS処理水の海洋放出に関して、万全の風評対策を講じた上でなお風評被害が生じた場合の賠償基準の運用に当たり、被害の定量化について現場の意見に柔軟に対応させていただきたいということ。
- 2点目は、ALPS処理水の処分や廃炉作業による風評被害の長期化が懸念されることから、時効を援用することのない賠償の実施すること。
- 3点目は、ALPS処理水の処分や廃炉作業が長期にわたること、県全域において風評が根強く残っていることから、風評被害を最小にとどめるために自治体を実施するあらゆる風評対策に係る費用について、財政支援措置がなされていないものに対する賠償を行うこと。
- 4点目は、自治体賠償について、事故による税込減少分の確実な賠償、民間事業と同様の立場で行う事業への十分な賠償及び財物賠償に係る迅速な賠償と柔軟な対応を行うこと。

- 5点目は、ADRによる地方自治体の和解仲介実例について、被害の状況が類似している他自治体へ適用し公平な賠償を確実に迅速に実施すること。
- 最後に、福島県の特産物、農産物について。特に桃は原発事故を機に単価が3分の1に下落し、農家にとって大変な問題となった。事故前は全国第2位であったが、原発事故により下落し、事故後は全国第4位となってしまった。その後、農家の皆様が必死に対策を講じたが、現状では全国第3位と、2位まで上がりきれない。最近、価格が前に戻ったのではないかと、との話もあるが、実際には他の地域はもっと価格が上がっていたりする。やはりこれは風評の影響であると考えている。
- こういった影響は農産物だけではなく、商工業、観光業など全てにおいて影響が出ているところであり、賠償の完全実施を要求する。

【宮田町村会会長（埴町長）】

- 私からは3点、申し上げる。
- 1点目は、「1のALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応」について。
- モニタリング検査で基準値を超えるような異常もなく、処理水の海洋放出は順調に推移しているものと思う。海洋放出に対する冷静な受け止めにより、国民の皆様には当県水産物を購入し、多くの応援をいただいているところであるが、一部の国と地域では依然として禁輸措置が講じられており、さらには、屋外舗装の掘削作業中に電源ケーブルを損傷させ、重要施設が一時停電するなどの県民に不安を与えるトラブルが繰り返し発生していることから、廃炉への不信、ひいては海洋放出に対する新たな風評の発生につながることを懸念されている。
- ついては、ALPS処理水の処分を含めた廃炉作業全てにおいて常に緊張感をもって作業にあたるとともに、新たな風評は発生させないとの強い決意の下、さらなる安全対策の徹底をはじめ、正確で分かりやすい情報発信や万全な風評対策はもとより、将来に向けた実効性のある事業者支援等にも主体的に取り組まれることを強く求める。
- 2点目は、「5の被害者の視点に立った親身・迅速な賠償」について。
- 毎回申し上げているが、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識され、被害者優先の賠償を行うとともに、賠償業務に携わる全ての関係者は、第4次・総合特別事業計画に掲げられた「3つの誓い」を厳守し、業務を遂行するよう強く求める。
また、請求手続において、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求できるよう、相談体制の確保や相談窓口等での誠意ある丁寧な対応の徹底を強く求める。
- また、現在、テレビCMを活用した第5次追補の追加賠償に係る請求未了者等への周知が行われているが、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことが無いよう、今後もあらゆる機会や媒体を通じた周知など、被災者に寄り添った、丁寧かつきめ細かな対応を徹底され、最後の一人まで確実に賠償を行っていただくとともに、指針に明記されなかった個別具体的な事情による損害に対しても誠意をもって対応いただくようお願いする。
- 3点目は、「7の地方公共団体に係る賠償」について。
住民の安全・安心を守るため、市町村が実施している様々な検査や風評対策などの事業に要した経費は、その実施体制に要する人件費を含め、政府指示の有無にかかわらず、事故との因果関係は明らかであることから、確実に迅速に賠償を行っていただくことと、ADRによる和解仲介の県や市町村の実例を被害が類似している他の市町村の損害にも適用され、直接請

求による公平な賠償を行っていただくことを強く求める。

- 最後になるが、事故から13年8か月が過ぎた。特定帰還居住区域が設定された4町村全てで除染が開始されるなど帰還困難区域の復興が加速している。真の復興を果たすには、福島第一・第二原発の廃炉が安全かつ着実に行われることが大前提となるが、廃炉関連作業での度重なるミス、トラブルに加え、燃料デブリの取り出しは思うように進んでいないように思う。燃料デブリの取り出しは廃炉最大の難関とされ、前例のない困難な作業となる。デブリの取り出しなくしては廃炉の完了はないことから、様々なリスクを想定、しっかりとした対策を講じ、決して当県復興が後退することのないよう、安全を第一に、東京電力の総力を以て取り組み、「福島への責任ある廃炉の完了」を確実に果たすよう強く申し上げる。

【東京電力 小早川社長】

- まず、須田市長から御要求を頂いた点について、御回答申し上げます。
- ALPS処理水の海洋放出に関して万全の対策をしっかりと講じることと、基準の定量化をしっかりとしてほしいという御要請を頂いた。
- ALPS処理水の海洋放出の前には、やはり様々な風評の発生が懸念されたため、漁業関係者だけでなく様々な業界の皆様と対話しながら、起こった場合の備えを実施していた。
- 今の直接的な風評被害については、影響は限定的と考えているが、今後も、様々な業界関係者の皆様からの御意見を伺い、こうした影響が発生したときの迅速な対応については、しっかりと今日頂きました御要求も含めて、対応させていただく。
- 消滅時効の考え方については、「最後の一人まで賠償貫徹」という基本的な3つの誓いの考え方の下、柔軟に対応させていただきたいと考えている。
- ALPS処理水の海洋放出に関して、地方公共団体様が実施される各種対策費用についても、御事情を丁寧にお伺いさせていただき、被害実態が確認できましたら、柔軟に対応してまいります。
- 税金の件については、市長会様主催の「副市長会議」にて、当社の説明の場を設けていただいたことをきっかけに、各市様にも御協力いただきながら、賠償が進捗している。
- こうした自治体賠償については、今後も積極的に地方公共団体様を訪問し、個別の御事情をしっかりと伺いしながら適切に対応してまいります。
- また、ADR やその他類似の和解事例についても、併せて他の地方公共団体様の個別の御事情を丁寧にお伺いする中で類似する御事情があれば、個別の事情を踏まえて適切に対応してまいります。
- 本件以外にも、まだまだ桃の価格が戻っていないのではないかなど、様々な御示唆を頂いた。私どもも損害がある限りしっかりと賠償をさせていただく所存であり、しっかりと個別の御事情をお伺いしながら、また実態に即した適切な賠償をしてまいります。
- 続いて、宮田町長から頂戴した御要求内容について、御回答申し上げます。
- ALPS処理水の海洋放出については、新たな風評を生じさせないという決意の下、必要な対策に全力で取り組んでまいります。また、今後も関係者の皆さまのご懸念に向き合い、ご意見をしっかりと伺いしながら、必要な対策を講じてまいります。

- 指針の考え方を今一度深く認識するとともに、特に対応している中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、しっかりと御請求者様、いわゆる被害に遭われた方に対して賠償が貫徹できるよう努めてまいります。
- また、地方公共団体様に関わる様々な賠償の事例については、ADRの和解事例等も含めて他の地方公共団体様と類似する事例があれば、適切に対応させていただく。
- いずれにしても、復興は道半ばの状況にある。福島第一、第二の廃炉をしっかりと進めていくことが大前提であり、廃炉と復興を両立していくことが我々に課せられた使命であることを肝に銘じ、安全かつ着実な廃炉を進め、地域の復興に関しても全力で取り組んでいく。
- 特にデブリの取り出しについては、作業の一時中断など、御心配をお掛けした。作業も困難な領域に突入しており、全くトラブルがなくとのと約束はできないが、今回のミスやトラブルの反省をしっかりといかしながら、地域の皆様に御不安、御帰還の妨げにならないよう細心の注意を払って廃炉を進めてまいります。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 私から、再度お話をさせていただく。
- 先程JAから話があったように、賠償に関する合意や基準に基づいた話と、現場での対応に乖離があるという話は、JAだけでなく、他の分野においても同様の部分があることから、皆様の考え方が現場でも同じように展開できるよう徹底を図って、誠意ある対応をお願いしたいと考えている。
- その上で、3点ほどお伺いしたい。
- 1点目は、ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について。
先ほど、小早川社長から、安全対策や情報発信などに全力を尽くすとの話があったが、新たな風評被害が発生することのないよう徹底して取り組んでいただきたい。万一、新たな被害が生じた場合は確実、迅速に賠償を行うことを改めて念押ししたい。
また、原発事故以降、県内の事業者は、全県域が未だに根強く残る風評に苦しんでいる。風評で苦しむ事業者に真摯に向き合い、被害者に寄り添った丁寧な対応を改めてお願いしたい。
- 2点目は、第五次追補等を踏まえた追加賠償について。
小早川社長からは、未請求者の現状把握と分析を行い、効果的に請求の案内をすることにより、対象者からの請求が進むよう取り組むとの話があった。
未請求者は全体の1割ほどいらっしゃると思っておりますが、様々な御事情で請求に到っていないものと思うが、特に高齢者については請求手続が難しいとの声もあることから、それぞれの事情に応じて丁寧に対応し、被害者が請求の機会を失うことがないように徹底して取り組んでいただきたい。
- 3点目は、自治体賠償について。
各市町村は、原発事故に伴い、様々な業務において非常に大きな影響を受けており、

今も続いている。

各市町村とも、原発事故の影響を回避し、回復を図るために大変な苦勞をしながら、復興に向けてこれまで取り組んできた。

原発事故から13年半以上が経過したが、風評は未だ続いており、時間が経つほど事故と損害との因果関係の立証も難しくなっているなどの事情も踏まえ、各市町村の負担軽減を図りながら、自治体賠償の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

- 以上、3点について、小早川社長から再度コメントを求めたい。

【東京電力 小早川社長】

- ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について御回答申し上げる。
- ALPS処理水の海洋放出によるものはもとより当社事故に起因する風評被害については、引き続き、迅速かつ適切に賠償させていただく。
- これまで当社は、賠償だけではなく、風評払拭に向けて、福島県産品の安全性や美味しさを広くPRするイベントを数多く実施してきた。今後は、小売店や飲食店で福島県産品を継続的に扱っていただくことを重視し、新たな販路開拓、定着などに一層力を入れていくことにより、福島県産品の消費拡大、認知度、ブランドイメージのさらなる向上に取り組んでまいる。また、こうした取組の中で、スペース等が確保できる場合は、福島県や地元自治体作成のリーフレット等も設置・提供するなど、産地の基本情報や観光情報もPRしてまいる。
- 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、これまでも御請求書を返送いただいている方に対し、御請求書の作成のお手伝いをさせていただいているが、今後は、現地での体制を拡充し、御高齢の方も含めて、より丁寧に御訪問などを通じた御請求の御案内をさせていただき、対象の方から御請求いただけるよう、取り組んでまいる。
- 最後に地方公共団体様の賠償について回答申し上げます。御請求手続の御負担を軽減することはもとより、今後は市町村賠償担当者さま向けの説明会において、より丁寧な説明や解説を心掛けることに加え、各市町村様にもこれまで以上に訪問の上、個別の御事情を丁寧にお伺いしながら、賠償が前進するよう柔軟に対応してまいる。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 最後に私から申し上げます。原発事故から13年8か月が経過した今もなお、原子力災害は福島県に深刻な影響を及ぼしている。
- 東京電力においては、新たな風評を発生させないという強い決意を持って、ALPS処理水の海洋放出を含め廃炉における万全な安全対策を徹底することはもとより、損害がある限りは賠償を継続するという基本的な考え方の下、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たしていただきたい。
- 当県の実情や、本日の各代表者からの意見を真摯に受け止め、これまで以上に被害者それぞれの立場に立って、誠意を持った対応をお願いしたい。
- 以上で、本日の要求活動を終了する。

2 経済産業省（対応者：大臣政務官 竹内真二）

11:30～11:45 経済産業省 本館12階 大臣政務官室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応＞

- ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について、一部の国や地域が日本産水産物等の輸入規制を継続するなど事業者に影響が生じていることから、国として輸入規制の早期緩和・撤廃に向けた更なる働き掛けを行うとともに、東京電力に対し、賠償を確実にかつ迅速に行うようしっかりと指導していただきたい。
- また、海洋放出は長期間にわたる取組であることから、新たな風評を発生させないよう、行動計画に基づき政府一丸となって、徹底した安全対策や正確な情報発信、万全な風評対策を徹底的に講じていただきたい。
- それでもなお、風評被害が発生する場合の賠償については、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう、東京電力の指導はもとより、国が前面に立って対応していただきたい。



＜中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応＞

- 中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応について、追加賠償の対象者においては、相続等による世帯構成の変更が生じたケースなども多数想定されることから、賠償請求未了者の現況把握と分析を行い、その結果を踏まえ効果的な周知や現地訪問等を通じた請求支援に取り組み、確実に円滑に対応するよう、東京電力を御指導いただきたい。
- また、「指針」に明記されなかった具体的な事情による損害についても、東京電力が誠意を持って対応するよう御指導いただきたい。

＜営業損害に係る賠償＞

- 農林水産業の営業損害について、県産農林水産物の価格が依然として全国平均より低い傾向にあるなど、根強く残る風評を払拭するため、総合的な対策を継続するとともに、被害者の立場に立った賠償が円滑に行われるよう東京電力を御指導いただきたい。
- 商工業等の一括賠償後の取扱いについて、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にかつ迅速に行うよう御指導いただきたい。
- また、被害者の負担軽減の観点から、相当因果関係の確認に要する手続の簡素化にこれまで以上に柔軟に対応するよう、強く指導願う。
- 福島第一原発の廃炉対策は、これからも長い取組が続くことから、ALPS処理水や燃料デブリの取り出しの問題も含め、徹底的な安全確保の下、取り組んでいただきたい。

【竹内大臣政務官】

- 県から要望を頂いた。これについて、御要望の内容全体をしっかりと受け止めて対応していく。
- ALPS処理水の海洋放出については、中国を含む一部の国・地域による日本産水産物の輸入規制が続いている。引き続き、即時撤廃を求めてまいる。また、先日の日中首脳会談や、武藤経済産業大臣と中国の商務部長との会談時に、輸入回復の早期実現を求めたところ。
- また、国内消費拡大、海外販路を開拓するとともに、被害の実態に見合った賠償がなされるようしっかりと東京電力を指導してまいる。
- 中間指針第5次追補についても、請求支援について、引き続き、東京電力を指導してまいる。
- 農林業や商工業の営業損害については、事故から13年の月日が経っているが、個別の事情を踏まえた被害の実態に見合った賠償を実施するよう、東京電力を指導してまいる。
- また、賠償業務についても、東京電力において、請求手続支援の取組をすると聞いている。引き続き、柔軟に対応するよう東京電力を指導してまいる。

【今泉JA協議会会長代理（常務理事）】

- 我々は、福島県の農業復興をしっかりとやることで産地力を上げて、風評被害がでないような環境を目指している。
- 今、外国に向けては、農林水産省や関係機関にいろいろと対応いただいているところであるが、経済産業省においても、よろしくお願ひしたい。

【渡邊商工会連合会会長】

- 原発事故から13年が経過したが、避難地域では住民帰還が思うように進まず、事業者も地元での再建の見通しが立たない。
- また、全県的に見た場合でも、宿泊者数や教育旅行も震災前の水準まで戻っていないなど、風評の影響も依然として残っている中で、しっかりとした賠償がなされるよう、政府の監督をお願いしたい。

【須田市長会会長代理（伊達市長）】

- ALPS処理水については、基本方針に、「ALPS処理水の処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組んでいく。また、政府全体として風評対策及びなりわい継続支援にも徹底的に取り組む、被害が生じた場合には適切に賠償を行うことを指導していく。」と明記されている。
- ALPS処理水は、長期にわたることから、自治体を実施する風評対策に要する費用についての支援、また、東電の賠償について強く指導していただきたい。
- また、放射線に関する情報発信につきましては、環境省や民間シンクタンクが行ったアンケート調査では、30～45パーセントの人が次世代以降の人へ放射能による健康影響があると答えている。
- こうした結果を踏まえ、遺伝子の分野までしっかりと調査いただいて、次世代以降には健康影響はないことの科学的なエビデンスをしっかりと発信していただきたい。国民が放射能に関する正しい知識を習得できるようあらゆる機会を設けて国を挙げた更なる取組をお願いしたい。

【宮田町村会会長（埜町長）】

- 廃炉関連作業では、県民に不安を与えるミスやトラブルが繰り返されており、それらが新たな風評につながるのではと懸念している。
- 今後、本格的な燃料デブリの取り出しに向け、前例のない、困難な取組が続くこととなるが、燃料デブリの取り出しなくして、廃炉の完遂はありえないことから、様々なリスクを想定した対策の徹底を東京電力に強く指導いただくとともに、明確になっていない燃料デブリの取出し方法をはじめ、一時保管方法や最終処分のあり方について、より精緻なロードマップの策定を強くお願いします。

【竹内大臣政務官】

- 廃炉作業について、安全確保に万全を期すよう、大臣含めて、指導してきたところであり、引き続き、十分な対策に取り組んでまいります。
- 燃料デブリに関しては試験的取り出しで作業の中断があった。前例のない取組で難しいところだが、安全かつ着実な廃炉に向け、責任を持って取り組んでまいります。
- ALPS処理水に関しても、モニタリングの結果やIAEAの評価から、安全であることが確認されている。一部の国・地域における日本産水産物に関しては、輸入規制等がいまだにあることから、しっかりと取り組んでまいります。中国に対しても、輸入回復の早期実現を求めていく。
- ALPS処理水の安全性については情報発信をしていかなければならないと考えている。水産業の支援では、販売促進や直売会、具体的には三陸・常磐もののキャンペーンなどを実施していき、アピールしていく必要がある。風評被害が発生している場合には、被害の実態に見合った必要十分な賠償が確実に行われるよう、東電を指導してまいります。
- また、ALPS処理水の放出・処分が完了するまで、全責任を持って取り組んでまいります。
- 放射能教育については、アンケート結果が30～45パーセントという結果があったということもあり、大変重く受け止めている。副読本もあることから、学校教育でもしっかりとやっていく。
- 農業、商工業について、特に農業関係はいまだに風評被害が根強く残っている、産地が喪失している、と聞いており、この点は重く受け止めている。
- また、商工業についても、まだまだ帰還が進んでいないような地域もあることから、しっかりとやっていく。個別の事情は地域や業種によってもそれぞれ異なることから、被害の実態に見合った賠償を行うよう、東電をしっかりと指導してまいります。
- 経産省としても、様々な形で、各省庁と連携して、これからやっていきたい。

3 文部科学省（対応者：副大臣 野中厚）

13：25～13：40 文部科学省東館 11階 野中副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応＞

- 要望書4頁の1(3)。ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等により当県の現状把握をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行っていただきたい。



＜中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応＞

- 要望書4頁の2(2)。中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応について、審査会においては、第五次追補策定後においても、先日実施された現地視察の内容や関係市町村等からの声、さらには後続訴訟における確定判決等の調査・分析等を踏まえ、当県の現状をしっかりと把握した上で、適時適切に「指針」を見直していただきたい。

＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 要望書9頁の6(3)。原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRセンターによる和解仲介について、改めて広く周知を図り、個別の事情についても迅速かつ確実な賠償がなされるよう取り組んでいただきたい。
- 国においては、今後もそれぞれの事情に丁寧に耳を傾けながら、当県特有の深刻化・複雑化する課題への対応や、被害者それぞれの状況に応じた賠償が、迅速かつ的確になされるよう、最後まで責任をもって取り組んでいただきたい。
- 審査会宛の要望書もお持ちした。今、申し上げた点について、審査会にもお伝えいただき、しっかりと対応願う。

【野中副大臣】

- 事故から13年が経過したが、除染が進んだところもあれば、進んでいないところもある。復興は半ばであり、寄り添ってまいりたい。
- その中で、ALPS処理水の海洋放出に関して、当時の岸田総理も責任を持つと発言された中で策定された行動計画がある。何より政府一丸となって取り組んでまいるとともに、審査会で処理水の海洋放出に関する賠償についてもフォローアップしていく中で、東電の賠償状況を注視してまいる。
- 第5次追補への適切な対応については、本年3月に研究開発局長が東電の小早川社長に対し、しっかりと被害者の心情を踏まえて配慮するよう要請している。迅速、公平かつ適正な賠償を実施していくことをこれからも要請していく。

- 9月の審査会において、内田会長から、東電に対し、被害の実態に見合った賠償を引き続き行うよう求めたところ。
- 中間指針の見直しについては、後続訴訟の動向等も踏まえながら、審査会が必要であると判断した場合は、適切に検討が行われていくものと承知している。
- ADRセンターによる和解仲介については、ADRセンターを活用していただけるよう、広報チラシの配布、説明会を開催するなど、広報周知活動に取り組んでまいり。
- 審査会に対しても、要望書について責任を持ってお伝えさせていただく。

【今泉 J A 協議会会長代理（常務理事）】

- 今現在、賠償については適正に行われているという印象を持っている。
- しかし、新たな賠償事案が出た場合、東電と私どもとで、任意交渉をしていたが、その中で、東電の賠償基準の考え方と我々が被害実態として把握している内容とに食い違いが出ている。そこから、東電側が、元々の賠償方式と違う認識をする場合があった。
- 今現在は一定程度合意に向かって調整は進んでいるが、合意に至るまでに時間を要したり、最終的にいい方向に調整できない、ということがあることから、その際は審査会も含め、文科省からの有識者、専門家の知見の下で東電を指導していただきたい。

【渡邊商工会連合会会長】

- 事故から13年以上が経過した中で、避難地域では住民帰還が思うように進んでおらず、その現実の中で事業者が地元での再開の見通しが立たないというのが現状となっている。
- その厳しい状況の中で、商工業者に対しての賠償請求にはしっかりと対応してほしい。
- また、全県的に見た場合でも、宿泊者数や教育旅行も震災前の水準まで戻っていないなど、風評の影響も依然として根強く残っている。

【須田市長会会長代理（伊達市長）】

- 放射能教育について、環境省や民間シンクタンクがアンケート調査を実施しており、まだ30～45パーセントの人が、次世代以降の人に放射能の影響がある、と回答した結果がある。
- その結果を踏まえ、遺伝子レベルでの調査をしっかりと行って、次世代以降の人への健康影響はないという、科学的エビデンスに基づいた情報発信を行うなど、放射能に関する正しい知識を習得できるよう国において更なる取組をお願いする。

【宮田町村会会長（埴町長）】

- 発災後13年余りが経過する現在、教育旅行の宿泊者数は震災前の7割に満たないなど、原子力災害の影響が色濃く、風評被害は今もって県内全域に及んでいる状況である。
- 特に観光業は風評に加えて新型コロナの影響により経営面で苦しんでいることから、震災の記憶と教訓を学べる地として、全国の教育機関に対して本県への教育旅行を働き掛けていただくとともに、原賠審やADRを通じた適切な賠償はもとより、本県の復興・再生に向けた取組を県内全域にわたり一体的・中長期的に推進いただくことを強くお願いする。

【野中副大臣】

- まず、観光客が7割に戻っていないことが、私も気になっている。コロナ禍からは回復していると思うが、残りはどこに行ってしまったのか。
- 教育旅行については、文科省としては、継続して働き掛けてまいる。ただ、最近の物価高、バスの運転手がいないなどの複合的な要因もあるのではないかと考えているが、賠償以外に要望いただいた件についてもしっかりと対応させていただく。
- 放射線教育については、私も副読本を見たが、しっかりとした内容となっている。そもそも放射能は自然界に存在するものということを知らないという方もいる。副読本もしっかりとした内容であることから、教育現場でも使ってほしい。
- JA様の話にもあったが、地域の農林水産業を守っていくため、私どももフォローアップを継続して状況を注視してまいる。
- また、ADRセンターにおける和解仲介手続をしっかりと進めていきたいと思っている。

4 復興庁（対応者：副大臣 鈴木憲和）

14:00～14:15 合同庁舎4号館 10階 鈴木副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応＞

- 要望書3頁の1(1)。ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について、海洋放出は長期にわたる取組であることから、新たな風評を発生させないという強い決意の下、行動計画に基づき政府一丸となつて、徹底した安全対策や正確な情報発信はもとより、農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対する万全な風評対策を徹底的に講じていただきたい。

また、風評被害は全県的に根強く残っていることから、地方公共団体が実施する風評対策の事業に要する費用についても、引き続き、財政支援措置を講じていただきたい。



＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 要望書 11 頁の8。政府による復興施策等の確実な実施について、第2期復興・創生期間以降も、福島県が原子力災害からの復興の歩みを着実に進めていくためには、迅速な賠償はもとより、住宅確保や就労の支援、農林水産業及び商工業等の事業再開や転業等のための支援、教育や医療、福祉サービスの充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を実施していただきたい。
- 第2期復興・創生期間終了後の財源確保についても支援をお願いします。
- また、いまだ一部の国や地域が県産農林水産物等の輸入規制を継続しているほか、観光目的や教育旅行の宿泊者数などが回復していないことを始め、原子力災害による影響は、県内全域に及んでおり、風評・風化対策を始めとする当県の復興・創生に向けた取組を県内全域にわたり一体的・中期的に推進していただきたい。
- いずれにしても、長い取組となるので、皆様方の御支援をよろしくお願ひしたい。

【鈴木副大臣】

- これまで、長い期間活動されているということで、私も隣の山形県であることから、東北の一員として、皆様と一緒に取り組ませていただけたらと思っている。
- その上で、私自身も農水省の副大臣時代に、ALPS処理水放出後の対応も含めてやってきており、これからもこの姿勢については変わらない。また、賠償の件についてもニーズは色々あることから、管轄している経済産業省にも伝えさせていただく。

- また、2期以降もしっかりやらなければならないと思っており、地元の皆様が、ご不安に思っただけでなく、我々も努力していく。

【今泉JA協議会会長代理（常務理事）】

- 福島県の農産物をしっかりと評価していただき、風評被害が出ないといった、産地の復興をしていかなければならない。
- また、第3期に向けて、農林水産省並びに福島県に色々なご指導をいただき、産地づくりを進めていく。どうしても被災12市町村が注目されがちだが、本県として全体で産地づくりを行っていきけるよう、これから対応していく。
- ただ、それを進めるに当たっては、国の方針が不可欠であることから、第3期に向けた支援をお願いしたい。

【渡邊商工会連合会会長】

- 原発事故から13年以上が経過したが、避難地域では住民帰還が思うように進まない現実の中で、事業者も事業再開の見通しが立たない状況にある。
- 全県的に見た場合でも、宿泊者数や教育旅行も従前に戻っていないなどの現状があることから、状況にあった賠償をするよう指導いただきたい。
- また、この先の廃炉作業をスムーズに安全に進めていただくようお願いしたい。

【須田市長会会長代理（伊達市長）】

- ALPS処理水の海洋放出と廃炉作業についてはこれから長い期間が掛かると考えられる。また、風評被害につきましては浜通りだけではなく、会津、中通りと県全域に及んでいる。したがって、各地域で行っている風評対策について、今後も財源確保と、個人・法人に適切な賠償をするよう指導いただきたい。
- 放射能教育については、環境省や民間団体で行っているアンケート調査によると、30～45パーセントの人が、将来、次世代にも放射能の影響があると思っている、と答えている。
- そういった考え方を、しっかりと科学的エビデンスに基づいて、そうではないということを、国としてしっかりと知らせていただきたい。
- それからもう一点、心のケアとして、避難している方については、心の不調を訴える方が多い。特に子どもたちがそういった不調を訴えている。臨床心理技師の確保等について、これまでもやっけていただいているが、これからも心のケアを大切にして、心のケアに対しての支援をお願いしたい。

【宮田町村会会長（埴町長）】

- 本県は、特産のモモや牛肉など農林水産物をはじめとした県産品の価格は、全国平均と比べ震災前の水準まで戻らないまま固定化しており、訪日外国人の増加など全国的に観光需要が高まる中、観光目的や、教育旅行の宿泊者数は7割にも満たないなど、原子力災害の影響が色濃く、風評被害は今もって県内全域に及んでいる状況である。
- つきましては、風評・風化対策をはじめ、本県の復興・再生に向けた取組を県内全域にわたり一体的・中長期的に推進いただくことを、強くお願いしたい。

【鈴木副大臣】

- 震災以降、農業も含めて、厳しい状況だったと認識している。一方、今年は福島県の米の概算金が上がるなど、生産者にとって少し明るい話題もあったのではないかと、思っている。
- 修学旅行等に関しては、東京の子どもたちと会う機会には、浜通りに行ったことがあるか聞いているが、最近では行ったことがないとの回答が多い。東北一体、また、山形と福島での連携など、もう少しできるといいのではと考えており、ぜひ皆様と一緒にやらせていただきたい。
- 心のケアについては、まだまだすべきことはあると感じている。廃炉が終わるまでは一段落できないので、私もそういうつもりで、どんな立場でも、一緒に取り組ませていただきたい。
- これからもよろしくお願ひしたい。

(以 上)